⑸　履行場所　成田国際空港内貨物地区（第２貨物代理店ビル、同付属棟、輸入共同上屋ビル、第４貨物ビル、第５貨物ビル、トラック待機場管理事務所）及び南部貨物地区（南部第１・第２貨物ビル、南部第３・第４貨物ビル、南部第５・第６貨物ビル、南部第１官庁ビル、南部第２官庁ビル）

⑹　契約相手方の決定方法　契約制限価格の範囲内で有効な入札をした者の中から、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件

①　成田国際空港株式会社（以下「当社」という）における平成24・25・26年度契約参加資格の「その他役務」に登録されていること。なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。

②　単体企業であること。

③　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の２第１項の事業を営む者として登録されていること。

⑵　履行実績　過去５年間に、5,000㎡以上（延床面積）の日常清掃業務を連続して１年以上履行した実績を有すること。

⑶　貨物地区（第５貨物ビル含む）及び南部貨物地区に各１名（計２名）配置する現場責任者については下記の要件を全て満たすこと。

①　清掃の実際作業に従事した経験を持ち、当該作業に習熟していること。

②　清掃作業に関し、管理者の立場を経験したことがあること。

③　受託者が直接雇用していること。

⑷　４⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

３　入札説明書等の交付

⑴　掲載（交付）期間　平成26年11月21日（金）から平成26年12月17日（水）午前11時まで

⑵　交付方法　当社ホームページ上（http://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、４⑴において土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで、請求に応じ無償で交付する。ただし、最終日は午前11時まで。

４　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。

⑴　提出先（担当部署）　〒282―8601 千葉県成田市成田国際空港内（ＮＡＡビル）成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ　電話0476―34―5726
Mail：chotatsu@naa.jp

⑵　提出期間　３⑴に同じ。

５　入札執行・開札の日時及び場所

⑴　日時　平成27年１月30日（金）午前11時から。ただし、郵送等（郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（送達記録の残るものに限る。）をいう。）による入札書の受領期限は、平成27年１月29日（木）まで。

⑵　場所　ＮＡＡビル内（ただし、郵送等の場合は４⑴と同じとする。）

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　詳細は入札説明書による。

７　Summary

⑴　The Person who is Responsible for Contract : Makoto Natsume, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.

⑵　Classification of the services to be procured : 75

⑶　Nature of the services to be procured : Cleaning services in Narita International Airport (Cargo terminal)

⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2015 to 31 March, 2016. If NAA and the contractor would like to continue this contract, it will last until 31 March, 2018.

⑸　Fulfillment place : Cargo Agent Bldg. No.2 and others (Cargo Terminal Area) at Narita International Airport.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for Participating in the proposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY 2012／2013／2014, classified as “Other Services”, ③are registered as a company running the business of paragraph 1, article 12―2 of the act on maintenance of sanitation in buildings, ④have an experience of fulfilling daily cleaning services larger than 5,000 ㎡ for more than a year in a row over the past 5 years, and ⑤ shall meet all the following requirements for the two responsible persons, who are assigned in each Cargo Terminal Area and Southern Cargo Terminal Area,

(i)　having a work experience of cleaning services, and also acquiring proficiency in those services.

(ii)　having a work experience of cleaning services as a responsible person.

(iii)　being directly hired by the tenderer.

⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 30 January, 2015

⑻　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.

⑼　Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : ＋81―476―34―5726

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月20日

日本年金機構　理事長代理人
北関東・信越ブロック本部長　野上　秀夫

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　11

○第88号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28、29

⑵　調達等件名及び数量　自動音声対応システム導入及び電話交換機更新整備（群馬県内年金事務所）一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期限　平成27年３月31日

⑸　履行場所　仕様書による。

２　競争参加資格

⑴　次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。

②　日本年金機構の調達において、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

㋑　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

㋒　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

㋓　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

㋕　前各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過していない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑵　次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

㋐　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

㋑　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者